

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成21年3月作成

1. 現状(平成20年4月1日現在)

(1)職種ごとの人数、平均給与、平均年齢

区 分	平均年齢	職員数	平均給与月額	年収ベース
九 度 山 町	56.0歳	2	*円	*円
うち 学校給食調理員	56.0歳	2	*円	*円

※平均給与とは基本給のほか、扶養、住居、通勤手当の合計である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2名以下の場合は個人情報が特定されやすいため各欄をアルタリスク(*)としています。

(2)民間従業員の職種ごとの人数、平均給与、平均年齢

職 種	平均年齢	人数	平均給与月額	年収ベース
廃 棄 物 処 理 業 員	43.6歳		299,700円	4,170,000円
調 理 士	44.9歳		251,400円	3,368,700円
用 務 員	53.9歳		225,900円	3,227,400円
守 衛	52.8歳		260,200円	3,767,300円
自 動 車 運 転 手	51.6歳		275,800円	3,940,600円

2. 年齢別の人数・平均給与

	48～51歳		52～55歳		56～59歳		60～63歳		計、平均	
	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人
学校給食調理員	*	1					*	1	*	2

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2名以下の場合は個人情報が特定されやすいため各欄をアルタリスク(*)としています。

3. その他技能労務職の給与に関する事項

(1)給料表

給料表は(国公の行政職給料表(2)に同じ)の3級制を採用しています。

職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

(2)手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外手当、宿日直手当、期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

なお、諸手当のうち、技能労務職員に支給されている手当の主な内容は、次のとおりです。

手 当 の 名 称	手当の内容	国制度との異同
通 勤 手 当	バス等利用者の限度額	55,000円
	自家用車等利用者の限度額	24,500円
期 末 勤 勉 手 当	期末手当 6月期 1.4月分 12月期 1.6月分	同
	勤勉手当 6月期 0.75月分 12月期 0.75月分	

4. 昇給基準

昇給基準については、次の表の通りです。また、昇給月を毎年1月と定め、それぞれの勤務実績、勤務評価等に応じて昇給を実施しております。ただし、人事評価制度が確立されるまでの期間は、判定基準に基づき昇給を実施しています。

昇給区分		A 極めて良好	B 特に良好	C 良好	D やや良好でない	E 良好でない
制度完成 平成23年1月～	職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	4以上	3	2	1	0
昇給抑制期間 平成19年1月～ 平成22年1月	職員	7以上	5	3	1	0
	55歳以上	3以上	2	1	0	0

※平成22年1月までは昇給抑制措置(△1号給)が行われている。

5. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。また、職員数については、退職職員の補充者を抑制するなどしながら、現状分析と課題の抽出を行い、技能労務職員の職務の性格や内容を考えながら、適正化に向けた取組を推進していきます。

6. 具体的な取り組み内容

(1) 給料表について

現行(国公の行政職給料表(二)表)3級を踏襲します。

(2) 手当について

特殊勤務手当については、現在支給していない。

(3) 昇給、昇格のあり方

平成18年4月より給与構造改革に伴い、現在の就業規則給料表(国公に同じ3級)を適用しており、今後も踏襲してまいります。又、現在適用している昇格基準についても今後も踏襲してま昇給については、評価基準に応じた昇給制度の確立と運用をはかってまいります。

7. その他

厳しい財政運営が続き、今後も更に厳しい状況になると予想される中で、給与の見直し及び職員の減員は避けて通れない状況にあります。

今後も、退職者の補充を抑制するとともに、事務事業の見直しを徹底するなど現場の状況を精査し、民間委託も視野に入れて検討していきます。